山梨英和大学学則

２００１年　7月１３日　制定

第１章　総則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の信仰に基づき広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、知的、道徳的及び応用的諸能力を展開させ、もって国際的視野に立つよりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

（自己点検・評価）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

第２章　組織

（学部・学科）

第３条　本学に、次の学部及び学科を置く。

人間文化学部　人間文化学科

（学部の教育研究目的）

第３条の２　人間文化学部は、人間と文化の領域に関する教育研究を通して、主体的に自己を表現できる創造性豊かな教養人の育成を目的とする。

（学科の学生定員）

第３条の３　人間文化学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	３年次 編入学定員	収容定員
人間文化学部	人間文化学科	250 人	20 人	1,040 人

（大学院）

第３条の４　本学に、次の大学院を置く。

大学院　人間文化研究科　臨床心理学専攻

２　大学院の学則は、別に定める。

（図書館）

第４条　本学に、図書館を置く。

２　図書館に関する規程は、別に定める。

（教育研究施設）

第４条の２　本学に、次の教育研究施設を置く。

心理臨床センター

２　前項に規定する施設の規程は、別に定める。

第３章　教職員組織・教授会

（職員組織）

第５条　本学に、次の教職員を置く。

学長、副学長、教授、准教授、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員

２　前項に規定するもののほか、学長が必要と認めた場合、専任講師を置くことができる。

３　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（特別任用教員）

第５条の２　本学に、特別任用教員を置くことができる。

２　特別任用教員に関する規則は、別に定める。

（客員教員等）

第５条の３　本学に、客員教員及び客員研究員を置くことができる。

２　客員教員等に関する規則は、別に定める。

（事務局）

第６条　本学に、事務局を置く。

２　事務局に関する規程は、別に定める。

（教授会）

第７条　本学に、教授会を置く。

２　教授会は、次の者で構成する。

（１）教授

（２）准教授

（３）専任講師

（４）助教

３　教授会に関する規程は、別に定める。

（学長・副学長会議等）

第７条の２　本学に山梨英和大学学長・副学長会議及び山梨英和大学運営評議会を置く。

２　山梨英和大学学長・副学長会議及び山梨英和大学運営評議会に関する規程は、別に定める。

第４章　学年・学期及び休業日

（学年）

第８条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第９条　学年を２学期又は４学期に分ける。

２学期

前期　４月１日から９月２３日まで

後期　９月２４日から翌年３月３１日まで

４学期

１学期（第１クォーター）及び２学期（第２クォーター）

４月１日から９月２３日までの間で別に定める。

３学期（第３クォーター）及び４学期（第４クォーター）

９月２４日から翌年３月３１日までの間で別に定める。

２　必要がある場合は、学長は前項の規定にかかわらず、学期（前期又は後期若しくは各クォーター。以下同じ。）の区分を変更することができる。

（休業日）

第１０条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）クリスマス　　１２月２５日

（４）夏季休業　　８月６日から９月２３日まで

（５）冬季休業　　１２月２２日から翌年１月７日まで

（６）春季休業　　３月２１日から３月３１日まで

２　必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

３　学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第５章　学部通則

（修業年限及び在学年限）

第１１条　学部の修業年限は、４年とする。

２　学生は、８年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、入学後の修業年限の２倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

（入学の時期）

第１２条　入学の時期は、原則として学年の始めとする。

（入学資格）

第１３条　本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（５）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者

（６）文部科学大臣の指定した者

（７）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（８）学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（９）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（２年次転入学）

第１４条　本学の２年次に転入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）大学を卒業した者

（２）大学に１年以上在学し、２２単位以上を修得した者

（３）本学において、個別の入学資格審査により、前２号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、１９歳に達したもの

（３年次転入学）

第１４条の２　本学の３年次に転入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）大学を卒業した者

（２）大学に２年以上在学し、４６単位以上を修得した者

（３）外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者

（４）外国において、学校教育における１６年の課程に１４年以上在学し、所定の学修の成果を有する者

（５）　本学において、個別の入学資格審査により、第１号から第４号までに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、２０歳に達したもの

２　本学に３年次転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に選考のうえ、入学させることができる。

（３年次編入学）

第１４条の３　本学の３年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）短期大学を卒業した者

（２）高等専門学校を卒業した者

（３）専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

（４）外国において、学校教育における１４年の課程を修了した者

（５）本学において、個別の入学資格審査により、第１号から第４号までに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、２０歳に達したもの

（入学の出願）

第１５条　本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

２　外国人留学生として本学への入学を志願する者については、別に定める。

３　出願の時期、方法及び書類等については、募集要項等に定める。

（入学者の選考）

第１６条　第１３条、第１４条、第１４条の２及び第１４条の３の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第１７条　第１３条、第１４条、第１４条の２及び第１４条の３の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、在学誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

２　学長は、教授会の意見を聴き、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。ただし、入学辞退の申出があった者及び入学式を正当な理由なく欠席した者については、入学の許可を取り消すものとする。

第６章　休学、転学、留学及び退学

（休学）

第１８条　疾病その他やむを得ない事情により、３箇月以上修学することができない者は、学長の許可を得て前期又は後期の各学期末まで休学することができる。

２　疾病その他やむを得ない事情により、修学することができないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第１９条　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き１年を超えて延長を認めることができる。

２　休学期間は、通算して４年を超えることができない。

３　休学期間は、第１１条第２項に定める在学期間に算入しない。

（復学）

第２０条　休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

２　復学日は、原則として各学期（前期又は後期）の初日とする。

（転学）

第２１条　他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、転学願いを提出し、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第２２条　外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、留学願いを提出し、学長の許可を得て留学することができる。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第１１条に定める在学期間に含めることができる。

（退学）

第２３条　退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第２４条　学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

（１）第１１条第２項に定める在学期間を超えた者

（２）第１９条第２項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

（３）授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（４）長期間にわたり行方不明の者

（復籍）

第２４条の２　学長は、前条第３号により除籍された者が、未納の授業料等を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上復籍を許可することがある。

２　復籍に関し必要な事項は、別に定める。

（再入学）

第２４条の３　学長は、病気その他の事由により退学又は除籍した者が再入学を希望し再入学許可願を提出したとき、教授会の意見を聴き、再入学を許可することができる。

２　再入学は、学期の始めからこれを行う。

３　再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

４　再入学の学費については、別に定める。

第７章　教育課程・履修方法

（授業科目）

第２５条　授業科目をフルーエンシー科目、領域科目及びオープンラーニング科目に区分する。

２　授業科目の履修方法及び単位数は、別表第１のとおりとする。

（教育職員免許状の取得）

第２５条の２　教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第２５条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同施行細則の定めるところにより、別表第２に定める科目及び単位を修得しなければならない。

２　本学において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

（１）中学校教諭一種免許状（国語、英語）

（２）高等学校教諭一種免許状（国語、英語、情報）

３　教育職員免許状取得に関する必要な事項については、別に定める。

（図書館司書資格の取得）

第２５条の３　図書館司書の所要資格を取得しようとする者は、第２５条に規定するもののほか、図書館法及び同施行細則の定めるところにより、別表第３に定める科目及び単位を修得しなければならない。

２　図書館司書資格取得に関する必要な事項については、別に定める。

（日本語教員養成課程科目）

第２５条の４　日本語教員養成課程の科目を履修しようとする者は、第２５条に定めるもののほか、別表第４に定める科目及び単位を修得しなければならない。

２　履修すべき科目及び単位数については、別に定める。

（授業期間）

第２６条　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３６週にわたることを原則とする。

（単位数の計算方法）

第２７条　各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学習の成果を評価し　て単位を授与することが適切と認められる場合には、別表第１に定める当該科目の単位数とする。

（単位の授与）

第２８条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

２　試験に関する事項は、別に定める。

（学習成績の評価）

第２９条　学習成績の評価は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｆをもって示し、D以上を合格とする。

２　評価に関する事項は、別に定める。

（他大学又は短期大学における授業科目の履修）

第３０条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、６０単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

３　前２項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第３１条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、本学で修得した単位以外のものについては、合わせて６０単位を超えないものとする。

（本学以外での学修の許可）

第３２条　前２条に定める学修を希望する本学学生は、履修又は学修願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

（本学以外で学修したものの取扱い）

第３３条　本学以外で学修したもの及び単位の取扱いについては、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第３４条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）、文部科学大臣が別に定める学修及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により与えることができる単位数は、編入学、再入学及び転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、合わせて６０単位を超えないものとする。

第８章　卒業及び学位

（卒業要件）

第３５条　本学を卒業するためには、４年以上在学し、所定の授業科目について１２４単位以上を修得しなければならない。

２　第３０条、第３１条及び第３４条の規定により修得した単位は、前項に定める卒業要件単位に含めることができる。

３　第１３条、第１４条、第１４条の２及び第１４条の３の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

（卒業）

第３６条　学長は、前条の卒業の要件を満たした者について、教授会の意見を聴き、卒業を認定する。

（学位）

第３７条　学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、教授会の意見を聴き、学士（人間文化）の学位を授与する。

第９章　外国人留学生、科目等履修生、委託生、特別聴講生及び研究生

（外国人留学生）

第３８条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として留学を許可する。

２　外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第３９条　本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

２　科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（委託生）

第３９条の２　公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本学の学生の教育研究に支障を来さない範囲において、その者を選考のうえ、委託生として受託することがある。

２　委託生の資格は、第１３条に規定する者とする。

３　前項に定めるもののほか、委託生に関する事項は、別に定める。

（特別聴講生）

第４０条　他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可する。

２　特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第４１条　本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

２　研究生について必要な事項は、別に定める。

第１０章　入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

（入学検定料等の金額）

第４２条　本学の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費（以下「入学検定料等」という。）の金額は、別表第５のとおりとする。

２　前項のほか、特定の授業科目を履修する場合は、必要に応じ個々に定める経費を別途徴収することがある。

（授業料等の納付）

第４３条　授業料等は、年額とし、年額をⅠ期及びⅡ期の納付期に等分し、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、学長がやむを得ない事由があると認めるときは、延納を許可することがある。

２　外国人留学生（私費外国人留学生、交換留学生及び推薦留学生）の学費及び本学学生の留学（交換留学、推薦留学及び認定留学）期間中の学費並びに科目等履修生、委託生及び研究生の納付金については、別に定める。

３　その他納付に関して必要な事項は、別に定める。

（納付した入学検定料等）

第４４条　納付した入学検定料等は返還しない。ただし、別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった者の授業料等については、この限りではない。

（学期途中の復学等の場合の授業料等）

第４５条　学期の途中で復学したときは、復学日の属する４学期制における応当学期を復学日とみなし、授業料等を所定の期日までに次のとおり納付しなければならない。

（１）１学期又は３学期に復学した場合　　Ⅰ期又はⅡ期納付授業料等の全額

（２）２学期又は４学期に復学した場合　　Ⅰ期又はⅡ期納付授業料等の半額

（学年の中途で卒業する場合の授業料等）

第４６条　学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期分までの授業料等を納付しなければならない。

（休学の場合の授業料）

第４７条　休学を許可され又は命ぜられた者は、休学期間中の授業料等として授業料の半額を期日までに納付しなければならない。ただし、退学したときは、返還しない。

２　Ⅰ期又はⅡ期授業料等納付後に休学した場合は、授業料の半額を超える授業料等額を次期の授業料等納付期の授業料等に充当する。

３　前項の場合、休学日が４学期制における応当学期が２学期又は４学期となるときは、納付した授業料等の半額に授業料の四分の一額を加えた額を超える授業料等額を次期の授業料等納付期の授業料等に充当する。

４　休学と復学が同一学期（前期又は後期若しくは１学期、２学期、３学期又は４学期）内である場合の授業料等は、前項の規定にかかわらず第４５条に定める授業料等とする。この場合、既に納付した授業料は、当該納付期の授業料に充当する。

（退学、除籍及び停学の場合の授業料）

第４８条　学期の中途で退学し又は除籍された者の授業料等は、当該学期の属する学費等納付期分を徴収する。この場合、１学期又は３学期で退学又は除籍された者についても同様とする。

２　停学期間中の授業料等は徴収する。

（特別聴講生の学費）

第４８条の２　特別聴講生の学費については、別に定める。

（授業料の免除及び徴収の猶予）

第４９条　経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除、貸与又は徴収を猶予することがある。

２　授業料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

第１１章　賞罰

（表彰）

第５０条　学長は、学生として表彰に価する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第５１条　学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

２　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

３　退学は、別に定めるものの他次の各号の一に該当する者に対して行う。

（１）学業成績が不良で卒業見込がないと認められた者

（２）性行不良で改善の見込みがないと認められた者

（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）本学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者

（５）外国人留学生で在留期限が切れた者又は在留資格更新が不許可となった者

４　学生の懲戒に関する事項は、別に定める。

第１２章　奨学制度

（奨学制度）

第５２条　奨学のため、次の制度を設ける。

（１）給費生

災害、その他家庭の経済状況急変により就学困難な者に対し、給費生として採用し、給付金を給付する。

（２）奨学生

修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学生として採用し、奨学金を給付又は貸与する。

２　前各号の制度に関する詳細は、別に定める。

第１３章　公開講座

（公開講座）

第５３条　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第１４章

（改正）

第５４条　本学則の改正は、教授会の意見を聴き、理事会の議を経なければならない。

（細則その他）

第５５条　本学則施行についての細則その他必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この学則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１４年５月２４日から施行し、平成１４年４月１日から適用する。

附　則

１　この学則は、平成１５年４月１日から施行する。

２　別表第５において規定するセンター利用入試入学検定料は、２００３年度入学志願者から適用する。

附　則

１　この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

２　第２４条の２において規定する復籍は、平成１５年度中に除籍となった者から適用する。

３　平成１６年３月３１日に在学する者については、改正後の第２９条及び別表第１の規定（ただし、キャリアデザイン、教育学及び心理学概論の授業科目を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１９年３月３１日に在学する者に係る教育課程は、改正後の第２５条、第２５条の２別表第２、第２５条の３別表第３及び第２５条の４別表第４の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　第２５条の５別表第５に定める科目及び単位は、平成１９年度の１年次及び３年次に入学する者から適用する。

４　第４２条において規定する入学検定料の額は、平成１９年度の入学志願者から適用する。

附　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。（第２５条関係）

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。（第５条他関係）

附　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

２　第２５条の２別表第２に定める「教育制度論」、「教育課程論」及び「教職実践演習」は、平成２２年度の１年次及び３年次に入学する者から適用する。

附　則

この学則は、平成２２年９月２４日から施行する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度の再入学志願者から適用する。

附　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　平成２４年３月３１日に在学する者については、改正前の第２５条の４及び別表第４の規定による。

附　則

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　別表第５において規定する教育充実費は、平成２５年度の１年次入学者から適用する。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日に在学する者並びに平成２８年度２年次転入生及び平成２８年度、平成２９年度３年次編・転入生に係る授業科目等は、改正後の第２５条から第２５条の４及び第２９条並びに別表第１から別表第４の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１　授業科目

別表第２　教職に関する科目

別表第３　図書館司書に関する科目

別表第４　日本語教員養成に関する科目

別表第５　入学検定料等

別表第１

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
フルーエンシー科目				
キリスト教概論Ⅰ	1			
キリスト教概論Ⅱ	1			
キリスト教と山梨英和	1			
キリスト教と現代社会	1			
人間文化学	2			
基礎ゼミナールa	1			
基礎ゼミナールb	1			
基礎ゼミナールc	1			
基礎ゼミナールd	1			
ライフデザインⅠ	1			
ライフデザインⅡ	1			
コミュニケーションスキル	2			
ICTスキルa	1			
ICTスキルb	1			
ICTスキルc	1			
ICTスキルd	1			
英語1a	2			
英語1b	2			
英語1c	2			
英語1d	2			
英語2a		2		
英語2b		2		
英語2c		2		
英語2d		2		
ドイツ語1		2		
ドイツ語2		2		
フランス語1		2		
フランス語2		2		
中国語1		2		
中国語2		2		
中国語3		2		
中国語4		2		
韓国語1		2		
韓国語2		2		
韓国語3		2		
韓国語4		2		
日本語1a		2		
日本語1b		2		
日本語1c		2		
日本語1d		2		
日本語2a		2		
日本語2b		2		
日本語2c		2		
日本語2d		2		
日本語3a		2		
日本語3b		2		
日本語3c		2		
日本語3d		2		
サービスラーニングⅠ	2			
サービスラーニングⅡ		2		

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
山梨学a	1			
山梨学b	1			
山梨学c		1		
山梨学d		1		
アジア短期留学Ⅰ		2		
アジア短期留学Ⅱ		2		
カナダ中期留学		8		
インターンシップ		2		
海外インターンシップ		2		
こころの科学Ⅰ	2			
こころの科学Ⅱ		2		
世界の文化	2			
データサイエンスⅠ	2			
データサイエンスⅡ	2			
科学的なものの見方		2		
多文化共生論		2		
こころと現代社会		2		
領域科目				
認知心理学		2		
感情心理学		2		
学習心理学		2		
教育心理学		2		
乳幼児心理学		2		
生涯発達心理学		2		
社会心理学		2		
臨床心理学Ⅰ		2		
パーソナリティ心理学		2		
カウンセリング概論		2		
心理学統計法Ⅰ		1		
心理学統計法Ⅱ		1		
心理学研究法Ⅰ		1		
心理学研究法Ⅱ		1		
心理学実験Ⅰ		1		
心理学実験Ⅱ		1		
心理学データ分析演習Ⅰ		1		
心理学データ分析演習Ⅱ		1		
心理調査法Ⅰ		1		
心理調査法Ⅱ		1		
心理面接実習Ⅰ		1		
心理面接実習Ⅱ		1		
心理検査実習Ⅰ		1		
心理検査実習Ⅱ		1		
グループアプローチ		2		
Psychology in English Ⅰ		1		
Psychology in English Ⅱ		1		
生理・神経心理学		2		
発達障害の心理学		2		
コミュニティ心理学		2		
臨床心理学Ⅱ		2		
学校臨床心理学		2		
家族心理学		2		
産業・組織心理学		2		
精神医学		2		

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
コミュニティワーク		2		
心理臨床実践演習Ⅰ		2		
心理臨床実践演習Ⅱ		2		
ヨーロッパの社会と文化Ⅰ		1		
ヨーロッパの社会と文化Ⅱ		1		
アジアの社会と文化Ⅰ		1		
アジアの社会と文化Ⅱ		1		
民族と社会Ⅰ		2		
民族と社会Ⅱ		2		
宗教と思想		2		
英語学概論		2		
英語の文法		2		
英語音声学		2		
日本語学概論		2		
日本語表現論		2		
日本語表現演習		2		
日本の文学		2		
古典文学論		2		
日本文学史		2		
日本文化論		2		
漢文学概論		2		
音楽史・音楽学		2		
舞台芸術論		2		
経済学I		2		
会計学		2		
経営学I		2		
人間と文明		2		
社会言語学		2		
Globalization and CultureⅠ		2		
Globalization and CultureⅡ		2		
Presentations in English		2		
Business English		2		
日本語の文法		2		
日本語文法研究		2		
日本語の音声		2		
日本語教育概論		2		
日本語教授法1		2		
現代の日本語		2		
近現代文学論		2		
現代文化論		2		
児童文学講読		2		
創作と表現		2		
金融学		2		
経済学Ⅱ		2		
経営学Ⅱ		2		
国際交流論		2		
国際関係論		2		
Global Issues		2		
Public Speaking and Debating in English		2		
日本語教授法2		2		
日本語教授法演習（実習含む）		2		
現代芸術論		2		
比較文化・思想論		2		

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域研究・実践論		2		
グローバル経済論		2		
グローバル経営論		2		
メディアサイエンス		2		
ネットワークとセキュリティ		2		
情報数理Ⅰ		2		
メディア表現基礎		2		
科学とイノベーション		2		
データアナリティクスⅠ		2		
知的財産権と情報倫理		2		
プログラミングⅠ		2		
データアナリティクスⅡ		2		
コンピュータシステムⅠ		2		
メディアプロジェクトⅠ		2		
プログラミングⅡ		2		
アルゴリズムとデータ構造Ⅰ		2		
情報数理Ⅱ		2		
プログラミングⅢ		2		
データアナリティクスⅢ		2		
Webサービス構築Ⅰ		2		
コンピュータシステムⅡ		2		
プロジェクトマネジメント		2		
ICT English		2		
アルゴリズムとデータ構造Ⅱ		2		
Webサービス構築Ⅱ		2		
メディアプロジェクトⅡ		2		
フィジカルコンピューティング		2		
芸術と心理療法		2		融合領域
意思決定論		2		融合領域
子どもと文化		2		融合領域
高齢者の心理と健康		2		融合領域
サービス・サイエンスとCCRC		2		融合領域
地域コミュニティＰＢＬ		1		融合領域
サイコロジカルサービス専門ゼミナールⅠ		1		ゼミ
サイコロジカルサービス専門ゼミナールⅡ		1		ゼミ
サイコロジカルサービス専門ゼミナールⅢ		1		ゼミ
サイコロジカルサービス専門ゼミナールⅣ		1		ゼミ
グローバルスタディーズ専門ゼミナールⅠ		1		ゼミ
グローバルスタディーズ専門ゼミナールⅡ		1		ゼミ
グローバルスタディーズ専門ゼミナールⅢ		1		ゼミ
グローバルスタディーズ専門ゼミナールⅣ		1		ゼミ
メディアサイエンス専門ゼミナールⅠ		1		ゼミ
メディアサイエンス専門ゼミナールⅡ		1		ゼミ
メディアサイエンス専門ゼミナールⅢ		1		ゼミ
メディアサイエンス専門ゼミナールⅣ		1		ゼミ
卒業プロジェクト研究Ⅰ		2		ゼミ
卒業プロジェクト研究Ⅱ		2		ゼミ
卒業プロジェクト研究Ⅲ		2		ゼミ
卒業プロジェクト研究Ⅳ		2		ゼミ
オープンラーニング科目				
聖書学Ⅰ		1		
聖書学Ⅱ		1		
グリーフワーク		1		

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
ストレスマネジメント		1		
日本文学講読Ⅰ		1		
日本文学講読Ⅱ		1		
日本文学講読Ⅲ		1		
日本文学講読Ⅳ		1		
日本文学講読Ⅴ		1		
日本文学講読Ⅵ		1		
英米文学史		1		
英米文学講読		1		
翻訳論Ⅰ		1		
翻訳論Ⅱ		1		
まんが論Ⅰ		1		
まんが論Ⅱ		1		
情報と職業Ⅰ		1		
情報と職業Ⅱ		1		
美術の表現Ⅰ		1		
美術の表現Ⅱ		1		
造形と制作Ⅰ		1		
造形と制作Ⅱ		1		
演技と発声Ⅰ		1		
演技と発声Ⅱ		1		
健康スポーツ論Ⅰ		1		
健康スポーツ論Ⅱ		1		
スポーツ実技Ⅰ		1		
スポーツ実技Ⅱ		1		
スポーツ実技Ⅲ		1		
日本国憲法Ⅰ		1		
日本国憲法Ⅱ		1		
漢文講読Ⅰ		1		
漢文講読Ⅱ		1		
書道Ⅰ		1		
書道Ⅱ		1		
英会話Ⅰ		1		
英会話Ⅱ		1		
英会話Ⅲ		1		
英会話Ⅳ		1		
簿記Ⅰ		1		
簿記Ⅱ		1		
地域企業の経営論		1		
山梨の地場産業Ⅰ		1		
山梨の地場産業Ⅱ		1		
山梨の地場産業Ⅲ		1		
縄文文化と山梨		1		
地域づくりの理論と実践		1		
ローカルツーリズム論		1		
分権型社会の基礎理論		1		
分権システム論		1		
メディア・コミュニケーション論		1		
メディア編集論		1		

別表第２

区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
教職に関する科目	教師論	2			
	教育原理Ⅰ	2			
	教育原理Ⅱ	2			
	教育心理学	2			
	発達障害の心理学		2		
	教育制度論	2			
	教育課程論	2			
	国語科指導法Ⅰ	2			
	国語科指導法Ⅱ	2			
	国語科指導法Ⅲ	2			
	国語科指導法Ⅳ	2			
	英語科指導法Ⅰ	2			
	英語科指導法Ⅱ	2			
	英語科指導法Ⅲ	2			
	英語科指導法Ⅳ	2			
	情報科指導法Ⅰ	2			
	情報科指導法Ⅱ	2			
	道徳教育論	2			
	特別活動論	2			
	教育方法論	2			
	生徒・進路指導概論	2			
	学校臨床心理学	2			
	教育実習事前・事後指導	1			
	教育実習Ⅰ	2			
	教育実習Ⅱ	2			
	教職実践演習（中・高）	2			

別表第３

区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
司書に関する科目	生涯学習概論	2			
	図書館概論	2			
	図書館制度・経営論	2			
	図書館情報技術論	2			
	図書館サービス概論	2			
	情報サービス論	2			
	児童サービス論	2			
	情報サービス演習	2			
	図書館情報資源論	2			
	情報資源組織論	2			
	情報資源組織演習	2			
	図書館情報資源特論		1		
	図書・図書館史		1		

別表第４

区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
言語と教育	日本語教育概論	2			
	日本語教授法1	2			
	日本語教授法2	2			
	日本語教授法演習（実習含む）	2			
言語一般	日本語学概論	2			
	日本語文法研究	2			
	日本語表現論		2		
	日本語表現演習		2		
	現代の日本語		2		
	日本語の文法		2		
	日本語の音声		2		
言語と心理	認知心理学		2		
	学習心理学		2		
	教育心理学		2		
言語と社会	社会言語学		2		
	多文化共生論		2		
	Globalization and CultureⅠ		2		
	Globalization and CultureⅡ		2		
	民族と社会Ⅰ		2		
	民族と社会Ⅱ		2		
社会・文化・地域	国際関係論		2		
	日本文化論		2		
	比較文化・思想論		2		

別表第５

項　　目	金　　額	備　　考
入　学　検　定　料	33,000円	
ｾﾝﾀｰ試験利用入試入学検定料	17,000円	

項　　目		金　　額	備　　考
学　　費	入　学　金	150,000円	
	授　業　料	700,000円	
	教育充実費	340,000円	
	合　　計	1,190,000円	